

ふとろ
太櫓川水系河川整備基本方針

平成 14 年 4 月

北 海 道

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
2. 河川の整備の基本となるべき事項	6
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	6
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する重要な事項	7
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	7
(参考図) 太櫓川水系流域概要図	8

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

太櫓川^{ふとろがわ}は、道南の秀峰遊楽部岳^{ゆうちゅうぶだけ}（標高 1,276m）に源を発し、その西北山麓を流下しながら、二俣川^{ふたまたがわ}、小川^{こがわ}などの支川を合わせ日本海に注ぐ、流域面積 199.7km²、幹川流路延長 34.6kmの二級河川である。流域は昭和 30 年に旧東瀬棚町と太櫓村の合併によって生まれた北檜山町^{きたひやま}のほぼ南半分を占めている。

なお、太櫓川の河川名の由来は、一説によるとアイヌ語のビトロ（ビツヲロの略語でビツは小石、ヲロは有る）の意と言われている。

太櫓川河口部周辺は、明治時代以前からのニシン漁の活況により、本州から多く人が移住していたが、その後、明治時代の本格的な北海道開拓が始まると、明治 29 年に太櫓川中流部の若松地区^{わかまつ}中心に入植が開始され、多くの田畑の開墾が進められた。現在、沿川で利用されている水田や畑は、道南有数の穀倉地帯としてその生産性は高く評価され、「北の白虎米」などの独自ブランドを産出している。

また、流域は優れた自然環境を有しており、水辺では釣り、散策や山菜採りなどに利用されており、安心して遊べる自然空間としての期待が高いことから、本水系における治水・環境・利水についての意義は極めて大きい。

太櫓川流域は、上流に広く分布した新第三紀太櫓層の堆積岩類が谷地形を呈しており、第四紀の未固結堆積物が中・下流に向かって広く堆積し、沖積平野が形成されている。また、河口付近には小規模な砂丘があり、左岸側には海岸段丘が形成され、その独特な地形や景観は狩場茂津多道立自然公園^{かりばもった}に指定されている。

太櫓川の上流域は、トドマツ林と豊かに水を育むブナ林が広がり、太櫓川と二俣川が合流するあたりまでの河道は谷間を激しく蛇行しながら流下し、水辺と川沿いの低平地にある採草地や畑、水田のコントラストが農村環境の景観を呈している。河岸周辺にはヤナギ・ハンノキ類が生育し、水際にはチシマザサやヨシが水面を覆っている。河床は主に礫や玉石により構成され、蛇行によってできた瀬と淵とを広範囲に移動しながら生息するウグイとそれを水面の上を飛びながら捕食しようとするカワセミが見られ、また、溪流では巨石や崩壊した河岸の陰にヤマメやイワナが潜み、釣りや春秋の野草取りなど人々が自然の恵みを享受できる豊かな自然空間となっている。

二俣川合流点あたりまで続いた谷が開けてできた中流域は、水田などの農地が広がりを見せ、若松地区には家並みや公共施設など市街地が形成されている。河岸周辺にはケヤマハンノキが生育し、水際にはチシマザサやヨシと共にヤナギ類が水面を覆い、水辺の昆虫を求めるハクセキレイやキセキレイの声が聞こえる。河床は砂礫を主体として全体に平坦で、緩やかな瀬や淵にはウグイやエゾウグイが、木陰にはそれを狙うヤマセミがいる。また、水の澄んだ流れの緩やかな浅い砂泥底にはスナヤツメが、深い淵には秋の産卵のために潜んでいるサクラマスが生息し、若松頭首工下流の瀬には遡上するサケの産卵床が見られる。

北流していた河道が国道 229 号に架かる^{さかえいし}栄石橋付近から向きを変える下流域は、左岸側が山、右岸側が堤防により守られた水田地帯を通り、日本海に向かって西流する。支川小川と合流し日本海に注ぐあたりは狩場茂津多道立自然公園に指定され、砂丘特有の景観を見ることができる。また、支川小川とその合流点から河口までは水産資源保護法に基づく保護水面に指定され、すべての水産動物の採捕が禁止されている。河岸の斜面にはオオイタドリ、クマイザサ、低木のヤナギ類が混交して繁茂し、水際にはススキやヨシ、中州ではツルヨシが砂礫床の中を這うように育っている。河床は礫主体から河口に近づくにつれ砂が主体となり、瀬の砂礫の底にはカンキョウカジカが、穏やかな流れの砂泥底にはウキゴリやビリンゴが生息している。また、河口の砂丘の上にハマハコベやハマエンドウが花を咲かせている。

太櫓川水系の治水については、昭和 39 年以前は自然河道のままで断面が小さく、蛇行の連続であったため、台風などの出水で容易に氾濫し、市街地、田畑、道路等の被害が連続していた。特に昭和 37 年 8 月の台風 9 号及び 10 号に伴う豪雨による被害、さらに翌年の昭和 38 年 9 月の低気圧に伴う豪雨では、流域全体に浸水面積 820ha、浸水家屋 114 戸にも及ぶ甚大な被害をもたらした。この洪水を契機とし、昭和 39 年から堤防の新設、河道の掘削などの河川改修を河口から着手し、若松地区の市街地上流までの区間を昭和 56 年に完了している。しかし、それ以降も毎年のように洪水被害を受け、近年では平成元年 8 月の台風 14 号に伴う豪雨により浸水面積 47ha の被害が発生したほか、平成 9 年 8 月の台風 11 号に伴う豪雨では浸水面積 128ha、平成 10 年 5 月の低気圧に伴う豪雨では浸水面積 95ha、平成 11 年 8 月の低気圧に伴う豪雨では浸水面積 196ha と 3 年連続で支川二俣川合流点下流の本川と二俣川の全区間に被害が発生していることや平成 5 年 7 月 12 日の北海道南西沖地震による津波により、家屋全壊や農地浸水などの被害が発生していることから、河口より抜本的な河川改修を計画している。

流域の水利用として、川沿いの農地は開拓当初より水田として開かれ生産を高めてきた。現在、太櫓川及び二俣川, 小川にかんがい取水施設が設置されており、約 830ha の農地を潤している。沿川の人々は、開拓以来太櫓川の氾濫に悩まされながらも、地域にとってなくてはならない川として利用し続けてきている。

なお、檜山支庁管内の「さけ・ます増殖河川」として位置づけられており、サクラマスの放流が行われている。また、太櫓川本川、二俣川、濁川において遊漁を目的としたアユとヤツメウナギの内水面漁業権が設定され、釣りなどが行われている。

水質については、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定を受けていないが、平成 13 年の調査によると、すべての区間において BOD 値が 1.6mg/l 以下と環境基準の A 類型相当であり、良好な状況を保持している。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針は、水害の発生状況、治水事業の経緯、河川の利用状況ならびに河川環境を考慮するとともに、既存の利水施設の機能維持に十分考慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに次のとおりとする。

災害の発生の防止または軽減に関しては、太櫓川流域の社会・経済的な重要度と道内の他河川とのバランスを図りつつ、河道の掘削などにより河積を増大させ、計画規模の降雨による洪水の安全な流下を図る。整備途上段階においても一定の効果が発現され洪水被害が軽減されるよう配慮した整備を進め、本支川及び上下流バランスを考慮した河川整備を図る。また、河口部については、平成5年7月12日に発生した北海道南西沖地震による津波被害を踏まえ、同規模の津波により発生する河川の遡上に対して、被害の防止を図る。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、中山間部における土地利用のほとんどが農地であり、水田のかんがい用水として多く利用されている状況を踏まえ、土地改良区等の関係機関との情報交換など連携を図りながら、適正かつ合理的な水利用が図られるよう努める。また、流況・水質などの把握を継続しながら、現況の良好な水質及び保護水面の指定やさけ・ます増殖河川に位置づけられるなど、良好な動植物の生息・生育環境を踏まえ、水環境の維持、保全に努めるとともに、地域住民と一体となった河川愛護を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、太櫓川流域の多様な動植物の良好な生息・生育環境に配慮するとともに、地域の意見を踏まえつつ、人と川との豊かなふれ合いの場を維持形成する。

上流域は、ニシン漁が盛んな頃から豊かなトドマツ林の利用や、溪流で魚釣りや山菜取りが行われてきたことなど、人々が自然の恵みを享受しながら生活してきた歴史を踏まえ、将来においても自然との日常的な交流が続くよう水辺空間の保全に努めるとともに、二俣川では現河道の線形を尊重した改良にあたり、極力河岸植生や現況河床の維持を図る。中流域は、流域の中で最も人家が多く、公共施設も集約されているが、これまで人と河川がふれ合う場は少なかった。このため、自然とのふれ合いを育むことのできる身近な親水空間の整備を図るとともに、サケの産卵床など魚類の貴重な生息環境となっている瀬や淵の保全と堰や魚道の改築による生態系の連続性の回復を図る。下流域は、狩場茂津多道立自然公園や保護水面に指定され、流域内でも自然豊かな地域であることから、現況河床や河口部における砂丘の植生など自然環境の保全を図る。

河川の維持管理については、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の保全と整備の観点から、河川パトロール等の日常的管理や河川情報システム等の情報を河川の持つ多様な側面を考慮し総合的に判断して適切な実施に努める。また、治水上や環境上の機能や影響を考慮した上で河道内の樹木や堆積土砂は、適正な管理を行う。

太櫓川が地域の人々に親しまれてきた歴史が今後も継続され、流域の社会基盤の礎として永く人々と生き続けるよう、沿川の人々とともに連携を図りながら河川の維持管理を行う。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

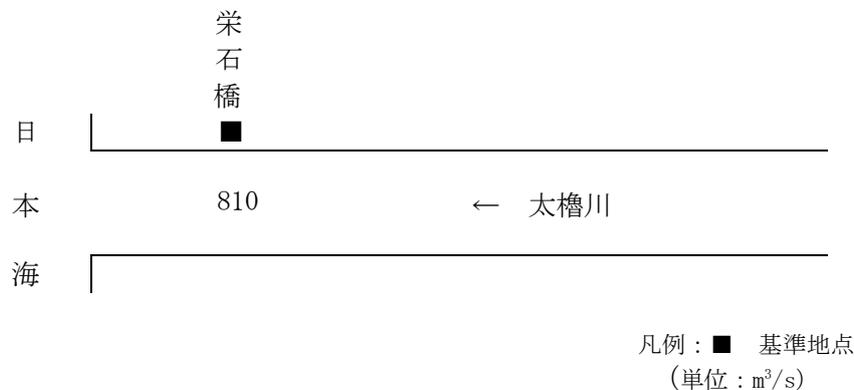
基本高水のピーク流量は、平成11年8月などの降雨で発生する規模の洪水を考慮して、
栄石橋^{さかえいし}基準地点において $810\text{m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
太櫓川	栄石橋	810	-	810

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

太櫓川における計画高水流量は、栄石橋地点において $810\text{ m}^3/\text{s}$ とする。



計画高水流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び、計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	基準地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)
太櫓川	栄石橋	8.3	+10.76	81

(注) T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

太櫓川では農業用水として約 $1.87\text{m}^3/\text{s}$ の水利用があるが、過去に渇水被害等が生じた事例はない。

また、保護水面に指定されるなど魚類が豊富に生息し、水質が良好な河川である。

太櫓川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、今後、流況等の河川状況の把握を行い、利水の状況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、調査検討を行ったうえで定めるものとする。

